

令和三年九月二十七日

聖籠町農業委員会第二十四期

第三十一回総会議事録



## 聖籠町農業委員会第24期第31回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第31回総会は、令和3年9月27日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1番 駒澤 一男 (会長)   | 2番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3番 曾根 善治 (農地部長) | 4番 宮下 吉勝 (農政部長)   |
| 5番 新保 要一        | 6番 栗原 一成          |
| 7番 新保 勇         | 8番 八幡 裕           |
| 9番 神田 勝         | 10番 加藤 百合子        |

### 2 欠席委員

出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 副参事 飯沼 正志 主任 二宮 広輝

### 3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について

日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

「会長」 部会より引き続き総会を開催したいと思いますがよろしいでしょうか。ないようですので、聖籠町農業委員会第24期第31回総会を開会いたします。

(開会 午後2時5分)

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。なお、説明者には副参事、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和3年9月27日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。番号52番につきましては議事参与に関する案件でありますので、先に、番号51番の案件について審議いたします。番号51番について質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 番号51番について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 番号51番について、全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。番号52番の案件について、審議いたします。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、農政部長退席願います。

(農政部長、退席)

「会 長」 番号52番につきまして、質疑意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号52番について、許可とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 番号52番について、全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(農政部長、着席)

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号45は、農地法第4条第6項第1号イに該当し、農用地区域内農地と認められます。

番号46は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と認められます。

番号47は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と認められます。

番号48は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と認められます。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は先ほどの事前審査において、番号45番について、権利としては本来ならば賃料が、発生してもいいのではないかと質問があり管理していただけるなら、使用貸借で、譲渡し人の方がいいとの話でした。また、無断転用されていたことに対し、入札され

た段階で分かっていたのではないかという質問等があり、ふるさと整備課の善管注意義務違反ではないかという質問がありました。違反であるので、今後このようなことがないようにしてもらいたいとのことでした。他は補足説明等あり、ほかは、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 ほかに質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは3ページをお願いします。  
「議案朗読」

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を宮下農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは4ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号について、先ほどの事前審査において、番号777番賃借権が20年3か月というのは長いのではないかという質問がありました。それについては、基盤整備の工事のからみで15年以上ということもあり、そういう場合は、それで、長いということでした。あとは、長期の賃借権の場合は、事務局の方でそういう説明も今後お願いしたいとのことでした。そのほかは、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。

（ありませんの声あり）

「会 長」 議案第4号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、報告事項があります。事務局説明願います。

「副 参 事」 報告事項につきましては、農業委員会事務専決報告の添付資料のとおりであります。以上です。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会します。

（閉会 午後2時20分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議

長

馬向澤一男



聖籠町農業委員会

署名委員

新保勇



署名委員

八幡裕

